

○東海大学医学部附属病院機関における病院長及び副院長の選任規程

(制定 2018年6月1日)

改訂 2020年4月1日

2022年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東海大学が設置する医学部附属病院機関の病院長の選任に関し、「医療法」及び関係法令に基づき、必要な事項を定める。

2 この規程は、病院の管理運営上、副院長を置く場合の選任に関し、必要な事項を定める。

(病院長の選任)

第2条 病院長の選任は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 病院長の任期が満了する場合

(2) 病院長が辞任を申し出て、学校法人東海大学理事長（以下「理事長」という。）が受理した場合

(3) 病院長が欠けた場合

2 病院長は、学校法人東海大学理事会の承認を得て、理事長が選任する。

3 第1項第3号による場合は、速やかに選任手続きを行う。

(病院長の任期)

第3条 病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、第2条第1項第2号又は第3号により選任された場合の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(病院長の資質及び能力)

第4条 病院長は、次の各号に掲げる資質及び能力を有する者とする。

(1) 日本国の医師免許を有する者

(2) 医学教育、学術研究及び診療に関して高い見識を有する者

(3) 本学の建学の精神に深く共鳴して、その具現を積極的に推進しようとする者

(4) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有する者

(5) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有する者

2 前項第4号に規定する資質及び能力には、医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力が含まれなければならない。

(病院長候補者の選考)

第5条 病院長の選任に当たり、特定機能病院である医学部附属病院については、別に定める「東海大学医学部附属病院病院長候補者の選考規程」（以下「選考規程」という。）に基づき、病院長候補者を選考する。

2 医学部附属病院機関の病院長候補者については、選考規程を準用して、病院長候補者を選考する。

(病院長の職務代行)

第6条 病院長に事故あるとき又は欠けたときは、副院長がその職務を代行する。ただし、副院長を選任していない場合又は副院長を2名以上選任している場合は、あらかじめ病院本部会議で指名した者がその職務を代行する。

2 新たに病院長を選任する必要がある場合には、職務代行者は、第2条第2項の手続き

東海大学医学部附属病院機関における病院長及び副院長の選任規程(1271)

により選任されるまでの期間の職務を代行する。

(副院長の選任)

第7条 副院長は、病院長が必要と認めたとき、病院本部における協議を経て、医学部長の推薦に基づき理事長が選任する。

(副院長の任期)

第8条 副院長の任期は、第3条の定めに基づき準ずるものとする。

(職務)

第9条 病院長及び副院長の職務については、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、附属病院における病院運営会議及び病院本部会議の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

(事務)

第11条 この規程に定める事務は、病院運営企画室が行う。

付 則 (2018年6月1日)

- 1 この規程は、2018年6月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「東海大学医学部に付設されている病院長及び副院長選任規程(1992年4月1日制定)」を2018年5月31日付で廃止する。

付 則 (2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

付 則 (2022年4月1日)

この規程は、2022年4月1日から施行する。